



住宅用火災警報器の取り換え時期が来ていませんか

住宅用火災警報器は、住宅火災にいち早く気づいて早期に消火や避難ができるよう、平成23年6月1日から消防法によりすべての住宅に設置が義務付けられています。設置が進んだことにより現在までに効果があつた事例が多く報告されています。

この住宅用火災警報器の多くは使用できる期間を10年として設計されています。10年たつと電池の寿命、電子部品の劣化や内部に埃がたまることで火災を感じしなくなる恐れがあるため、本体の交換が推奨されています。

ご家庭の住宅用火災警報器を設置した時期を確認するか、本体のラベルに記載してある製造年を参考に10年経過



したものは取り換えましょう。電池の寿命が近づくとアラームが鳴る機種もあります。

住宅用火災警報器の設置が必要なところ
・住宅の寝室（寝室が2階以上にある場合はその上の階段室）
台所への設置もお勧めします。

どんな機種を購入したらよいのか
・日本消防検定協会等の検定マークが表示されているものを選びましょう。



悪質な業者の訪問販売に注意しましょう
消防署員や役場職員が直接家庭を訪問して住宅用火災警報器や消火器などを販売することはありません。おかしいと思ったらすぐに契約せず、誰かに相談するか消防署や役場に問合せてください。
鳥取県消費生活センター（0859-3412648）でも相談できます。

【問合せ】 役場総務課 82-1111

お知らせ 職業訓練の受講生募集

ハローワークでは、安定した就職を目指す方へ求職者支援訓練をお知らせしています。

●訓練科 ①ファッションデザイン科 ②簿記速習科（短期間・短時間）

●訓練概要（取得可能な資格）

①アパレル業界等で即戦力となる衣服関係の知識や縫製等の技術を習得します。（ファッションビジネス能力検定3級、ファッション販売能力検定3級）

②企業の経理部門における基本的な経理事務を身につけ早期就職を目指します。（日商簿記検定3級）

●訓練期間

①令和4年3月29日（火）～8月3日（水） ②令和4年3月29日（火）～4月15日（金）

●訓練場所

①米子文化服装専門学校（米子市錦町・無料駐車場あり） ②ほうき塾（倉吉市山根・無料駐車場あり）

●募集人員 ①8名 ②12名

●応募期限 令和4年3月16日（水）正午まで

●応募資格 就職を希望される方

（②については新型コロナウイルスの影響を受けてシフトが減少した方や休業を余儀なくされている在職中の方も受講可能な特例コースです）

●受講料 無料（ただし、テキスト代等の実費は自己負担）

●参考

・新型コロナウイルス感染症防止対策をしています。

・雇用保険受給者以外の方は、一定の条件を満たせば職業訓練受講給付金を受給しながら受講できます。

詳しくは鳥取労働局のホームページ（鳥取県内職業訓練一覧）、またはハローワークインターネットサービス（ハロートレーニングコース情報検索）をご覧ください。

【申・問】ハローワーク根雨（根雨出張所） TEL：72-0065

